

電気需給約款 (低圧法人)

令和7年6月1日実施
株式会社FPS

目次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (約款の適用)	1
第3条 (定義)	1
第4条 (単位および端数処理)	3
第2章 契約の成立および契約期間	3
第5条 (需給契約の成立)	3
第6条 (契約期間)	4
第7条 (契約保証金)	4
第3章 供給電力	4
第8条 (需要場所)	5
第9条 (需給地点および供給の開始)	5
第10条 (供給電圧、供給電気方式、周波数)	5
第11条 (契約電力等)	5
第4章 料金等	5
第12条 (料金等)	5
第13条 (料金の算定)	5
第14条 (料金の支払方法等)	6
第5章 使用および供給	7
第15条 (適正契約の保持)	7
第16条 (お客さまの電力受給権)	8
第17条 (当社の電力供給義務)	8
第18条 (電力の託送供給のための手続)	8
第19条 (電力使用統計提出義務)	8
第20条 (調整装置または保護装置の設置を要する場合)	8
第21条 (超過使用)	8
第22条 (お客さまの力率保持)	8
第23条 (供給の停止)	9
第24条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)	10
第6章 保安、工事、工事費の負担	10
第25条 (立入受忍義務)	10
第26条 (お客さまの協力)	11
第27条 (免責)	13
第28条 (違約金補償)	13
第29条 (設備の賠償)	13
第30条 (工事費負担)	13
第31条 (料金および工事費の精算)	14
第7章 契約の変更および終了	14

第32条（需給契約の変更）	14
第33条（需給契約の終了）	14
第34条（中途解約）	15
第35条（当社の義務違反等によるお客さまの契約解除権）	15
第36条（お客さまの義務違反等による当社の契約解除権）	15
第8章 約款等の改定等	16
第37条（約款等の改定）	16
第38条（約款等が改定された場合の取り扱い）	17
第39条（信用情報の共有）	17
別紙	18

第1章 総則

第1条（目的）

この電気需給約款（低圧法人）（以下「この約款」という。）は、小売電気事業者である株式会社FPS（以下「当社」という。）が低圧のお客さまの需要に応じて電気を供給する場合における供給条件を定めるものである。

第2条（約款の適用）

当社が、お客さまへ電気の供給を行うときの権利義務および供給条件は、この約款、当社がお客さまとの間で締結する電気需給契約書（低圧法人）（以下「契約書」という。）および別途通知する料金表（低圧法人）（以下「料金表」という。）による。契約書および料金表（以下「契約書等」という。）の規定とこの約款の規定に齟齬がある場合は、契約書等の規定が優先する。また、法改正等によりこの約款の規定の一部が無効となってもその他の規定には影響を及ぼさないものとする。なお、この約款および契約書等に定めのない事項については、関連法令および一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の接続供給の条件等に従うものとする。

第3条（定義）

この約款および契約書等で使用される用語を以下のとおり定義する。

1. 「需給契約」とは、この約款および契約書等に基づき、当社がお客さまに電気を供給するために締結される契約をいう。
2. 「お客さま」とは、当社と需給契約を締結した者をいう。
3. 「個別条件」とは、契約書に定める個別の電力需給条件をいう。
4. 「当該一般送配電事業者」とは、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいう。なお、一般送配電事業者の供給区域の名称は、以下のとおりとする。なお事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けて当該一般送配電事業を承継した会社を含み、以下同様とする。

一般送配電事業者	供給区域
北海道電力ネットワーク株式会社	北海道エリア
東北電力ネットワーク株式会社	東北エリア
東京電力パワーグリッド株式会社	東京エリア
中部電力パワーグリッド株式会社	中部エリア
北陸電力送配電株式会社	北陸エリア
関西電力送配電株式会社	関西エリア

中国電力ネットワーク株式会社	中国エリア
四国電力送配電株式会社	四国エリア
九州電力送配電株式会社	九州エリア

5. 「託送約款等」とは、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の接続供給の条件等をいう。なお、当該一般送配電事業者が契約期間中に託送約款等を改定し、これを実施した場合には、改定された託送約款等に準拠するものとする。
6. 「低圧」とは、標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいう。
7. 「電灯」とは、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含む。）をいう。
8. 「小型機器」とは、主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいう。但し、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除く。
9. 「動力」とは、電灯および小型機器以外の電気機器をいう。
10. 「契約負荷設備」とは、契約上使用できる負荷設備をいう。
11. 「契約主開閉器」とは、契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいう。
12. 「契約電流」とは、契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値とする。
13. 「契約容量」とは、契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいう。
14. 「契約電力」とは、契約上使用できる最大電力（キロワット）をいう。
15. 「契約電力等」とは、契約電流、契約容量、契約電力を総称したものをいう。
16. 「供給開始日」とは、契約履行のため、当社が当該一般送配電事業者と締結した託送約款等における接続供給開始日をいう。
17. 「使用電力量」とは、お客さまが当社から受給して使用した電力量をいう。
18. 「基本料金単価」とは、料金表記載の基本料金単価をいう。
19. 「従量料金単価」とは、料金表記載の従量料金単価をいう。
20. 「消費税相当額」とは、消費税法の規定による消費税および地方税法の規定による地方消費税の両方に相当する金額をいう。
21. 「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までをいう。
22. 「他季」とは、毎年10月1日から翌年6月30日までをいう。
23. 「接続供給」とは、当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が当該一般送配電事業者から受ける電気の供給をいう。
24. 「接続供給契約」とは、当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社と当該一般送配電事業者との接続供給に係る契約をいう。
25. 「接続供給契約電力」とは、接続供給契約上、当社が当該一般送配電事業者との関係で、接続供給契約において定められる接続供給に係る契約種別に応じて使用できる最大電力（キロワット）をいう。

26. 「接続供給電力」とは、接続供給契約に基づき、当社が当該一般送配電事業者から供給を受ける、接続供給される電気の電力をいう。
27. 「最大需要電力」とは、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいう。
28. 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）第36条第1項に定める賦課金をいう。
29. 「貿易統計」とは、関税法に基づき公表される統計をいう。

第4条（単位および端数処理）

この約款および契約書等において、料金その他を計算する場合における単位および端数処理の方法については、以下のとおりとする。

1. 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワット（W）または1ボルトアンペア（VA）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
2. 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア（kVA）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
3. 契約電力の単位は、1キロワット（kW）とし、端数については、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。但し、算定された値が0.5キロワット（kW）以下となるときは、契約電力を0.5キロワット（kW）とする。
4. 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、端数については小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
5. 力率の単位は、1パーセントとし、端数については、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
6. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、端数については切り捨てるものとする。

第2章 契約の成立および契約期間

第5条（需給契約の成立）

1. お客さまが新たに需給契約の締結を希望される場合は、予めこの約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社指定の方法により申込をするものとする。なお、当社とお客さまとの間の需給契約は、契約書の締結日をもって成立するものとする。但し、需給契約の成立前にお客さまが電気の利用を開始した場合は、その利用を開始した日に遡って需給契約が成立したものとする。
2. 電気事業法に規定する供給条件の説明時に交付すべき書面、および契約締結後に交付すべき書面に代わる方法として、当社は、電子メールの送信、当社が運営するウェブサイトへの掲載またはお客さま専用のウェブページへの掲載（以下「電磁的方法」という。）を用いる。但し、当社が書面を交付することを妨げるものではない。これらのことについて、お客さまは予め承諾するものとする。

3. お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受ける恐れがある場合、お客さまは、無停電電源装置の設置等必要な措置を自らの費用と責任において講じるものとする。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、お客さまは、その容量を明らかにし、保安用の発電設備の設置または蓄電池装置の設置等必要な措置を講じるものとする。
4. お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、当該一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によるものとする。
5. 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、予め当該一般送配電事業者の供給設備の状況等について当社に照会し、申込をするものとする。
6. 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に供給終了しているものを含み、他の需給契約の料金の支払日を経過してなお支払われない場合を含む。）その他の事情により、需給契約の申込みの全部または一部を断ることがある。

第6条（契約期間）

当社とお客さまとの間の需給契約の期間については、契約書に定めるものとする。

第7条（契約保証金）

1. 需給契約の締結に際し、当社は、お客さまに対し、予想月額料金の3ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託することを求めることができる。
2. 需給契約の締結に際し、当社が、お客さまに対し契約保証金の預託を求めなかった場合であっても、お客さまが債務の履行を遅延する等、当社が必要と認めた場合には、当社は、お客さまに対し、予想月額料金3ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託するよう求めることができる。
3. 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して当社が算定するものとする。
4. 需給契約が終了した場合またはお客さまが支払日を経過してなお当社に対して履行すべき債務の履行を遅延しまたは履行しなかった場合には、当社は本条第1項または第2項の規定に従い、お客さまから差し入れを受けた契約保証金を当該債務の弁済に充当することができる。
5. 需給契約が終了した場合において、お客さまに対して返還すべき契約保証金がある場合には、当社は、契約期間満了後3ヶ月以内に、契約保証金の残額をお客さまに返還するものとする。なお、当社は、本条の契約保証金に利息を付さないものとする。

第3章 供給電力

第8条（需要場所）

当社がお客さまに供給する電力の需要場所については、契約書に定めるものとする。

第9条（需給地点および供給の開始）

1. 当社がお客さまに供給する電力の需給地点については、契約書に定めるものとする。
2. 当社は、原則として、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を締結するものとする。
3. 当社は、お客さまとの需給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経た後、すみやかに供給開始日に電気を供給するものとする。なお当社は、天候、用地交渉、停電交渉、当該一般送配電事業者側の事情等のやむをえない理由によって、予め定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて、供給開始日に電気を供給するものとする。また第5条第1項但書の場合、お客さまが電気の利用を開始した日を供給開始日とし、供給開始日に電気の供給を開始したものとする。
4. 当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給するものとする。
 - (1) 共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいう。）による引込みで電気を供給する場合
 - (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

第10条（供給電圧、供給電気方式、周波数）

当社が供給する電力の供給電圧、供給電気方式および周波数については、契約書に定めるものとする。

第11条（契約電力等）

契約電力等については、契約書に定めるものとする。

第4章 料金等

第12条（料金等）

料金は、この約款に定めるもののほか、契約書等に定めるものとする。なお料金は、第9条（需給地点および供給の開始）第3項に基づき定められる供給開始日から適用するものとする。

第13条（料金の算定）

1. 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」という。）とする。但し、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から供給開始日を含む計量期間等の終期までの期間

- または終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日の前日までの期間とする。
2. 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量とする。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値とする。なお、季節別の使用電力量は、季節ごとに30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値とする。計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところによりお客さまとの協議によって定めるものとする。
 3. 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を1月として算定する。
 - (1) 電気の供給を開始もしくは需給契約が終了した場合
 - (2) 契約種別、契約負荷設備等または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 4. 料金は、需給契約ごとに当該需給契約に適用される料金を適用して算定する。
 5. 第3項(1)、(2)の場合、次により料金を算定するものとする。
 - (1) 基本料金は、以下の算定式により日割計算(以下「日割計算」という。)をする。
$$1\text{月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} / \text{計量期間等の日数})$$
 - (2) 従量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定する。
 - (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定する。
 - (4) (1)、(2)、および(3)によりがたい場合はこれに準じて算定する。
 6. 第3項(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除くものとし、第3項(2)の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとする。
 7. 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の第5項(1)にいう計量期間等の日数は、電気の供給を開始した場合、開始日を含む計量期間等の日数とし、需給契約が終了した場合、終了日の前日を含む計量期間等の日数とする。

第14条(料金の支払方法等)

1. 当社は、料金の算定期間毎に、当該期間の使用電力量を積算し、第12条(料金等)および前条の規定に従い当該期間に係る該当月の、または、日割計算による、料金を算定する。お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日(以下「請求可能日」という。)に発生するものとし、この場合の請求可能日は、託送約款等に定める検針日(以下「検針日」という。)とする。但し、検針日に検針が行なわれない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合の請求可能日は、当社が検針の結果等を受領した日とする。また、需給契約が終了した場合の請求可能日は、需給契約の終了日以降に当社が検針の結果等を受領した日とする。
2. お客さまは、前項に従って当社が算定し、請求した料金を、別途当社が定める支払日までに、お客さまの指定金融機関口座から当社の指定金融機関口座へ継続して振り替え

- る方法、または当社の指定金融機関口座あての銀行振込の方法で支払うものとする。この場合の振込手数料については、お客さまが負担するものとする。
3. 当社は、料金その他の債務の請求額を、当社がお客さまへ提供する、お客さま専用のウェブページに請求書を掲示（以下「請求掲示」という。）することによりお客さまの閲覧に供する。当社による請求掲示をもって、お客さまへの請求を行ったものとする。
 4. 支払日を経過してもなお、当該支払日に支払うべき料金のお客さまによる当社への支払いがなされない場合、当社はお客さまに対して、支払日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、遅延利息を申し受ける。遅延利息は、その算定の対象となる料金から消費税相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金から当該賦課金に係る消費税相当額を差し引いたものを差し引いた金額に、年10%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて算定して得た金額とする。なお、消費税相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金から当該賦課金に係る消費税相当額を差し引いたものの単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。
 5. お客さまは、本条第3項の規定に従い当社がお客さま専用のウェブページに掲示した請求書に記載された使用電力量および料金に関して異議がある場合には、請求書の掲示後10日以内に当社に対して書面にて異議を申立てなければならない。なお、かかる異議申し立てが行われた場合には、双方は誠実に協議し、その解決に努めるものとする。
 6. 当該一般送配電事業者が、託送約款等の変更等により、託送約款等に定める計量日または検針日を変更することを公表した場合、当社は、本条第1項および第2項に規定する料金の請求ならびに支払日の変更を行うものとする。この場合、当社は、お客さまに対し速やかにその旨を通知する。
 7. お客さまは、料金の他、第30条（工事費負担）第1項に基づく工事費その他の需給契約に基づき発生する支払債務については、当社の求めに応じて、当社の指定金融機関口座あての銀行振込の方法で支払うものとする。この場合の振込手数料については、お客さまが負担するものとする。
 8. お客さまが当社へ需給契約の申し込みを行った際に媒介、取次ぎもしくは代理を行った事業者または金融機関等の第三者に対し、当社がお客さまの料金その他の支払債務に係る債権を譲渡する場合があることを、お客さまは予め承諾するものとする。この場合、当社および当該第三者は、お客さまへの個別の通知または譲渡についての承諾の請求をしないことができるものとする。

第5章 使用および供給

第15条（適正契約の保持）

需給契約の内容が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合、お客さまは、当社の求めに応じ速やかに需給契約を適正な内容に変更するものとする。なお、需給契約が適正な内容に変更されない場合、当社は需給契約を解除することができるものとし、この時、精算金等が発生した場合はお客さまが負担するものとする。

第16条（お客さまの電力受給権）

お客さまは、供給開始日以降、契約電力等の範囲内で、当社から電力を受給し、需要場所で使用することができる。

第17条（当社の電力供給義務）

当社は、供給開始日以降、契約電力等の範囲内で、お客さまが需給場所にて使用する電力を需要地点でお客さまに供給する義務を負う。

第18条（電力の託送供給のための手続）

お客さまは、託送約款等の規定に従い、当該一般送配電事業者指定の必要書類を提出するものとする。

第19条（電力使用統計提出義務）

お客さまは、当社と需給契約を締結後、当社が求めた場合、過去の使用電力実績を当社に対して提出するものとする。

第20条（調整装置または保護装置の設置を要する場合）

1. お客さまは、次に規定する原因により第三者の電力の使用を妨害し、もしくは妨害する恐れがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼす恐れがある場合には、お客さまの費用負担で必要な調整装置または保護装置をお客さまの需要場所に設置するものとする。特に必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合、お客さまは当該費用を負担するものとする。

- (1) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5) その他、前各号に準ずる場合

2. お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合も、前号に準ずるものとする。

第21条（超過使用）

お客さまが契約電力等を超過して電力を使用した場合、その月より前の電気使用状況を判断して、契約電力等が不相当と認められる場合には、当社は翌月からの契約電力等をそれぞれ契約電力等の最大値に変更できるものとする。

第22条（お客さまの力率保持）

- 1. お客さまは、需要場所の負荷の力率を、電灯料金の適用を受ける場合には90パーセント以上、それ以外の場合は85パーセント以上に、保持するものとする。
- 2. 進相用コンデンサを取り付ける場合は、お客さまの負担によりお客さまが取り付ける

ものとする。なお、その場合、それぞれの電気機器ごとに取り付けるものとするが、やむをえない事情によって2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの解放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにするものとする。

第23条（供給の停止）

1. 次のいずれかに該当した場合、当該一般送配電事業者により、お客さまに予め通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあり、お客さまは、かかる点について、予め承諾するものとする。
 - (1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (2) お客さまが需要場所内の当該一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - (3) 需要場所における当該一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を、当該一般送配電事業者以外の者が行った場合
2. 次のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社からお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあり、お客さまは、かかる点について、予め承諾するものとする。
 - (1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (3) 第25条（立入受忍義務）に反して、当該一般送配電事業者による立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合など、お客さまがこの約款において、当該一般送配電事業者の求めに応じること、当該一般送配電事業者に権限を付与することもしくは当該一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または、当該一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合
 - (4) 第20条（調整装置または保護装置の設置を要する場合）第1項および第2項によって必要となる措置を講じない場合
 - (5) 第5条（需給契約の成立）第4項に反してお客さまが電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続した場合
 - (6) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
 - (7) お客さまが動力電力を利用する場合で、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用した場合
3. お客さまが次のいずれかに該当するとして、当社が当該一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められた場合で、当社がお客さまに対し、第15条（適正契約の保持）に基づく当該一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じない場合は、当該一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあり、お客さまは、かかる点について、予め承諾するものとする。
 - (1) お客さまが契約電力等を超えて電気を使用されることにより、当社が接続供給契約

電力を超えて接続供給を利用する場合

- (2) お客さまが継続して契約電力等を下回る電力の使用をされることにより、接続供給電力が接続供給契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限る。）
4. お客さまは、本条によって電気の供給の停止が行われる場合、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われること、および、この場合、お客さまは当該一般送配電事業者の求めに応じ必要な協力をする義務を負うことについて、予め承諾するものとする。

第24条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）

お客さまは、以下のいずれかに該当する場合、お客さまに予め通知の上、当該一般送配電事業者により、電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止すること（但し、緊急やむをえない場合、当該一般送配電事業者からの通知が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあること）について、予め承諾するものとする。なお、以下のいずれかの場合においても、当社は、料金の減額等を行わないものとする。

- (1) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じる恐れがある場合
- (2) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検・修繕・変更その他の工事上やむをえない場合
- (3) 非常変災の場合
- (4) その他電気の需給上または保安上必要がある場合

第6章 保安、工事、工事費の負担

第25条（立入受忍義務）

1. 当社は、以下の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て、当社の作業員をお客さまの土地もしくは建物に立ち入らせることができる。お客さまは、当社からかかる立入要請を受けた場合、正当な理由がない限り、承諾を拒むことはできない。
- (1) お客さまによる不正な電力の使用の防止等に必要な電気工作物等の設置物の確認もしくは検査または電力使用用途の確認
 - (2) その他、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務
2. 当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、需要場所へ立ち入ることができる。この場合には、お客さまは、正当な理由がない限り、当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾するものとする。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者に対し、所定の証明書の提示を求めることができる。お客さまは、以上の点について、予め承諾するものとする。
- (1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取り付けおよび取り外しを含む。）、

改修または検査に関する業務

- (2) 第26条（お客さまの協力）第4項によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等に関する業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務
- (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (5) 第23条（供給の停止）、第33条（需給契約の終了）、第34条（中途解約）、第35条（当社の義務違反等によるお客さまの契約解除権）第1項および第36条（お客さまの義務違反等による当社の契約解除権）第1項に基づく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
- (6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

第26条（お客さまの協力）

1. 託送約款等実施に必要な協力

お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議をするものとする。

2. 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力するものとする。

3. 施設場所の提供

お客さまは、以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社もしくはお客さまが求められたとき、または当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めたときは、それらの場所を無償で提供するものとする。

- (1) お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含む。）のみのために、お客さまの土地または建物に引込線もしくは接続装置等の供給設備を施設する場合
- (2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）を取り付ける場合
- (3) 通信設備等を設置する場合
- (4) 需要場所の契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置を取り付ける場合

4. お客さまの所有する電気工作物の当該一般送配電事業者による使用

お客さまは、当該一般送配電事業者が、以下に掲げるお客さまの所有する電気工作物について無償で使用することができることについて、予め承諾するものとする。

- (1) お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいう。）

- (2) お客様の負担でお客様が施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
 - (3) お客様の負担でお客様が施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備
 - イ 鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含む。）
 - ロ お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいう。）およびハンドホール
 - ハ その他イまたはロに準ずる設備
 - (4) お客様の希望によって、お客様の負担でお客様が取り付けした計量器の付属装置または変成器の2次配線等
 - (5) 当該一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することを求めた場合における、当該電気工作物
5. 調査および調査に対するお客様の協力等
- (1) お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者、または当該一般送配電事業者が委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」という。）が、法令で定めるところにより、調査するものとし、お客様は、かかる点について予め承諾するものとする。この場合、お客様は、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができるものとし、お客様は、当該一般送配電事業者または登録調査機関の求めに応じて、電気工作物の配線図を提示するものとする。
 - (2) お客様は、電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者または登録調査機関に通知するものとする。
6. 保安等に対するお客様の協力
- (1) お客様は、以下の各号の場合には、当社および当該一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知するものとする。
 - イ お客様の需要場所内に設置してある引込線、計量器等当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずる恐れがあるとお客様が認めた場合
 - ロ お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずる恐れがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあるとお客様が認めた場合
 - (2) お客様は、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、予めその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知するものとする。また、お客様は、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知するものとする。この場合、保安上特に必要があるときは、お客様は、当該一般送配電事業者の求め

に応じてその内容を変更するものとする。

- (3) お客さまは、当該一般送配電事業者が必要と認めた場合には、供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、当該一般送配電事業者と協議するものとする。

第27条（免責）

1. 託送約款等の定めにより、お客さまが当該一般送配電事業者からの電力の供給を停止もしくは中止され、または電力の使用を制限もしくは中止された場合で、それが当社の責めによらない場合（当該一般送配電事業者の責めに帰すべき場合も含む。）、当社は、お客さまの受けた損害に対して賠償の責めを負わないものとする。
2. 第36条（お客さまの義務違反等による当社の契約解除権）によって需給契約を解約した場合または需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負わないものとする。
3. 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負わないものとする。
4. 前3項の規定に加え、当社は、お客さまが受けた二次的損害または得べかりし利益に係る損害については、賠償の責を負わないものとする。

第28条（違約金補償）

お客さまが電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の供給設備または電気を使用し、これにより当社が当該一般送配電事業者から違約金の支払いを請求された場合には、お客さまは、当該請求金額相当額を当社に支払うものとする。本条に定めるお客さまの支払義務は、需給契約の終了後も存続するものとする。

第29条（設備の賠償）

お客さまが故意または過失によって、需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合、お客さまは、その設備について当社が当該一般送配電事業者から請求を受けた次の金額の相当額を当社に賠償するものとする。

1. 修理可能の場合： 修理費
2. 亡失または修理不可能の場合： 帳簿価額と取替工費との合計額

第30条（工事費負担）

1. 当該一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合、お客さまは、当社が請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担等相当額として、当該金額を負担するものとし、原則として工事着手前に支払うものとする。当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算をうけた場合、お客さまは、工事費負担金等相当額の精算を速やかに行う。託送約款等に基づき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等につい

ては、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けるものとする。

2. 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものとする。

第31条（料金および工事費の精算）

1. お客さまが契約電力等を新たに設定し、または増加した後1年に満たないでこれを減少させる場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、お客さまは、当該精算金を当社に支払うものとする。また、当社が当該一般送配電事業者から、契約電力等の減少に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまは、当該金額を当社に支払うものとする。
2. お客さまが契約電力等を新たに設定した後1年に満たないで解約する場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、お客さまは、当該精算金を当社に支払うものとする。また、当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の終了に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまは、当該金額を当社に支払うものとする。
3. お客さまが契約電力等を増加した後1年に満たないで解約する場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、お客さまは、当該精算金を当社に支払うものとする。また、当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の終了に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまは、当該金額を当社に支払うものとする。
4. 前3項にかかわらず、次に該当する場合、お客さまは、前3項に基づき支払うこととされる金額について、当社に支払うことを要しないものとする。
 - (1) お客さまが需給契約の終了または変更の日から遡って、需給契約の対象となる需要場所において、他の小売電気事業者からの需給期間を含め、1年（臨時接続送電サービスを利用している期間を除く）以上継続して電気を使用している場合
 - (2) お客さまが需給契約の終了または変更の日以降引き続き受電側接続設備または供給側接続設備を利用する場合（臨時接続送電サービスを利用する場合を除く）

第7章 契約の変更および終了

第32条（需給契約の変更）

1. お客さまが需給契約の変更を希望する場合、新たに需給契約を希望する場合に準ずるものとする。但し、需給契約を変更する場合の契約期間は、原則として、従前の契約期間とする。なお、契約書に定める契約種別の変更は、原則として契約期間中は行えないものとする。
2. 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望する場合は、名義変更の手続きによることができる。この場合には、当

社が文書による申出を必要とするときを除き、所定の手続きにより申し出るものとする。

第33条（需給契約の終了）

1. お客様が電気の使用を終了しようとされる場合は、予めその終了期日を定めて、当社に通知するものとする。通知の方法については、契約書に定めるものとする。
2. 需給契約は、第36条（お客様の義務違反等による当社の契約解除権）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された終了期日に終了するものとする。なお、この場合、必要に応じて当該一般送配電事業者またはお客様の電気設備において、お客様への電気の供給を終了させるために必要な処置が行われ、お客様は必要に応じてこれに協力するものとする。
 - イ 当社がお客様の終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が終了したものとする。
 - ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除く。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとする。
3. 契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅しないものとする。

第34条（中途解約）

この約款に定めるほか、契約期間中の解約については、契約書に定めるものとする。

第35条（当社の義務違反等によるお客様の契約解除権）

1. 当社が、次の各号の一つにでも該当したときは、お客様は、催告を要せず通知により需給契約を解除できるものとする。
 - (1) 取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、または手形交換取引所の取引停止処分があったとき
 - (2) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立もしくは公租公課滞納処分を受け、または民事再生、破産、会社更生その他の倒産手続の申立があったとき
 - (3) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - (4) その他当社の財産状態が著しく悪化し、債権保全のため必要と認められるとき
 - (5) 前各号に定める事由に準ずる事由が発生したとき
2. 当社がこの約款または契約書等に定める事項の一つにでも違反し、お客様が20日の期限を定めて催告をしたにもかかわらず、当社が当該催告事項について是正措置を取らないときは、お客様は当社への通知により需給契約を解除できるものとする。

第36条（お客様の義務違反等による当社の契約解除権）

1. 当社は、お客様が次の各号の一つにでも該当したときは、15日前までの通知により需給契約を解除することができるものとする。
 - (1) お客様が支払日を経過しても需給契約に基づき負う債務の支払いを行わず、かか

- る事態が20日以上継続したとき
- (2) お客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含む。）の料金を支払日を経過しても支払いを行わず、かかる事態が20日以上継続したとき
 - (3) この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（遅延利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいう。）を支払われない場合
 - (4) 取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、または手形交換取引所の取引停止処分があったとき
 - (5) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立もしくは公租公課滞納処分などを受け、または民事再生、破産または会社更生その他の倒産手続の申立があったとき
 - (6) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - (7) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - (8) その他お客さまの財産状態が著しく悪化し、債権保全のため必要と認められるとき
 - (9) 第23条（供給の停止）に基づく供給の停止がされ、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき
 - (10) 前各号の他、お客さまがこの約款または契約書等に違反したとき
 - (11) 前各号に定める事由に準ずる事由が発生したとき
2. お客さまが、第33条（需給契約の終了）第1項による通知をせず、その需要場所から移転する等、電気を使用していないことが明らかな場合には、電気を使用していないことが明らかになった日に需給契約は終了するものとする。
3. 本条の規定による契約の解除に伴う必要な費用はお客さまの負担とする。また、これによりお客さまが受けた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとする。
4. 本条の規定に基づき、当社が契約を解除した場合、契約書等に定める算定式により算出される金額および当社が需給契約の履行および解約のために要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を違約金として、当社に支払わなければならない。

第8章 約款等の改定等

第37条（約款等の改定）

1. 当社は、託送約款等や法令の変更または改廃、経済情勢の変動など、諸般の事情を総合的に考慮して、この約款や料金単価等の個別条件（以下「約款等」という。）を改定することができる。当社は、約款等を改定する場合には、改定の内容および効力発生日を、当社が運営するウェブサイトまたは書面により、予め通知するものとする。
2. 電気事業法および電気事業法施行規則に規定する説明すべき事項および交付すべき書面において記載すべき事項を変更する場合、当社は、お客さまに対し、原則として、当該変更前にその変更の内容のみを説明し、その変更内容を記載した書面を説明時に交付し、かつ、当該変更後に当社の名称および住所、お客さまとの変更契約の年月日、当該変更内容ならびに供給地点特定番号を記載した書面を交付するものとし、お客さまは、

当該取扱いについて、予め承諾するものとする。

3. 当社は、原則として、前項の説明時に交付する書面、および契約変更後に交付する書面に代えて、電磁的方法を用いるものとする。但し、前段の規定にかかわらず、当社が書面を交付することを妨げるものではない。これらのことについて、お客さまは予め承諾するものとする。
4. 前項にかかわらず、約款等に定める事項のうち、電気事業法および電気事業法施行規則に規定する説明すべき事項および交付すべき書面において記載すべき事項であって、当該変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、お客さまに対し、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明するものとし、また、契約変更後の書面交付は行わないものとし、お客さまは、当該取扱いについて予め承諾するものとする。
5. 消費税法および地方税法の改正により消費税（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいい、以下同様とする。）の税率が変更された場合には、お客さまは、当社に対し、変更された税率に基づいて料金その他の債務にかかる消費税相当額を支払うものとする。

第38条（約款等が改定された場合の取り扱い）

前条の規定に従い、当社が、約款等を改定する場合、改定後の約款等の規定は、明示した効力発生日を実施日とし、当社およびお客さまとの間において、当該実施日より適用されるものとする。

第39条（信用情報の共有）

当社は、お客さまが第36条（お客さまの義務違反等による当社の契約解除権）第1項第1号に該当する場合には、需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者等に提供することがある。

別紙

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」という。）により定める。

なお、当社は、お客さまに対し、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を請求書に明示する等により通知する。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用する。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定する。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とする。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」という。）を差し引いた金額とする。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。